

わが国との比較でみる中国の中小企業金融の現状

西尾圭一郎
西村友作

要 旨

リーマン・ショック以降、欧米諸国において経済停滞が生じている中、中国をはじめとする新興国が世界経済の新しい牽引役として期待されている。それらの国々の経済発展において、中小企業は非常に重要な役割を果たしているが、中国の中小企業の資金調達環境はあまり芳しくはない。本稿では中国の中小企業金融の厳しい現状を整理し、わが国の中小企業金融の現状と比較したうえで、今後どのような形で中国の中小企業金融が発展していくべきか検討した。中国の中小企業金融はわが国同様間接金融が中心であるが、金融機関の貸し渋りが生じているため銀行から融資を受けている中小企業は数少なく、民間信用に頼る企業も多いなど、資金繰りは厳しい。そのような状況は中小企業向けの金融機関が存在せず、政策金利も高いという構造的要因と民間企業の低い信用という企業側の要因とによって形成されている。

一方でわが国の中小企業金融は地方銀行や信金など、裾野の広い金融構造の存在とリレーションシップ・バンキングによって支えられている。今後、中国が安定した経済発展を続けるためには、中小企業をとりまく資金調達環境の整備が不可欠であり、中小企業金融の担い手としての地域金融機関や中小の金融機関といった多層な金融機関の育成が必要であるため、わが国の中小企業金融は大いに参考になるだろう。

目 次

- I. はじめに
- II. 中国の中小企業による資金調達の現状
 - 1. 直接金融—株式市場と債券市場
 - 2. 間接金融—銀行系金融機関と民間借貸
- III. 中小企業による資金調達難の要因
 - 1. 外部要因—金融機関側の要因
 - 2. 内部要因—企業側の要因
- IV. わが国の中小企業金融
 - 1. わが国の中小企業金融の現状
 - 2. わが国の中小企業金融の構造
 - 3. 近年の政策対応
- V. おわりに—日中の比較と政策インプリケーション—

I. はじめに

リーマン・ショック以降欧米諸国では経済停滞が続いているが、そのような中で中国経済は国内総生産 (GDP) 成長率9%を上回る力強い経済成長を依然として続けている。世界経済の牽引役として期待される中国であるが、その中国の経済発展において、中小企業は非常に重要な役割を果たしている。2010年末時点で、中国全国で商工業登録をしている中小企業の本数は1100万社を超え、個人経営の商工業企業は3400万社に達している。また、GDPの60%、財政収入の約50%、都市部における雇用の80%を生み出し、更に65%の特許申請及び80%の新製品開発なども全て中小企業によるものである¹⁾。

そうであるにもかかわらず、中国の中小企業の資金調達環境はあまり芳しくはない。その原因はわが国とは異なる金融構造に求められるが、その中国の中小企業金融の現状については南 [2011]、唐 [2011] など少数が取り上げるのみで、残念ながらあまりわが国では知られていない。

一方、わが国においても中小企業のプレゼンスは非常に高い。わが国の企業数は2009年の調査によると181万社であるが、その99%は中小企業であり、従業員数でも全従業者4127万人のうち約70%が中小企業で雇用されている²⁾。また、製造業の付加価値額の約半数弱を中小企業が生み出しており、小売業の販売額に占める中小企業のウェイトは全体で71%を占め、とりわけ人口規模1万人以下の市町村においては96%を占めるほどである³⁾。個々の中小企業の持つ技術は高く、その会社にしかないという技術を持つ企業も多く、大企業の成長の裏

には産業クラスターを形成する中小企業群の存在があると言われている⁴⁾。

このように日本においても中小企業は経済の中核を担っているが、グローバルな経済危機の影響もあって中小企業の経営環境は決して良好とは言えない。とりわけ資金調達の側面に際しては、苦しい状況が続いている。そこでわが国では、リーマン・ショック以降の中小企業の資金繰りを支えるべく「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(いわゆる「金融円滑化法」)が2009年12月に施行され、中小企業に対する金融的支援が行われた。また、近年のリレーションシップ・バンキングの強化という潮流もまた、中小企業の資金調達を支える動きとなった。このように近年のわが国における中小企業の資金調達は、中国と比較すると手厚い対応がとられているように思われる。ではその違いはどういったところにあるのであろうか。

そこで本稿では、中国の中小企業金融の厳しい現状を整理し、わが国の中小企業金融の現状と比較したうえで、今後どのような形で中国の中小企業金融が発展していくべきか、今後の日中間の金融協力や中国への金融機関の進出可能性などを意識しながら論じる。

II. 中国の中小企業による資金調達の現状

企業の資金調達方法としては、市場や投資家から直接資金を調達する「直接金融」と銀行等の金融機関からの融資に代表される「間接金融」に分類される⁵⁾。本節ではこの二つの角度から中国における中小企業金融の現状を考察する。

金融による資金調達はずか0.7%にとどまると報告している。この事からも中小企業の証券市場での資金調達が極めて困難な状況がみとれる。

1. 直接金融—株式市場と債券市場

多くの中小企業にとって、証券市場での直接的な資金調達は極めて困難な状況にある。株式市場⁶⁾をみてみると、高い上場基準や高コストといった問題から、中小企業がメインボードに上場するのは難しい。メインボード以外にも、2004年6月に中小企業を対象とした「中小企業板」が深圳株式市場に開設されたが、その上場基準や管理規定などは実質的にメインボードと大差がない。また、2009年10月には中国版ナスダックと呼ばれる「創業板（ベンチャー・ボード）」が新設されたが、上場企業の多くは今後大きな成長が見込まれるハイテク産業に偏っており、中小企業の多くが技術を伴わない労働集約型であることを鑑みると、株式市場での資金調達はやはり難しい⁷⁾。

一方で、債券市場をみてみると、中国では社債の発行に厳しい審査・批准制度が設けられている。審査の過程において、国家発展改革（発行枠を管理）、中国人民銀行（利率を管理）、中国証券監督管理委員会（証券発行を管理）のすべてから批准を受ける必要があり、手続きが非常に煩雑となっている。また、社債の発行残高や利率に関しても厳しい制限が設けられており、このような状況下では、社会的信用が比較的低い中小企業による債券市場での資金調達は困難な状況となっている。

中国人民銀行及び中国銀行監督管理委員会の統計によると、中国の中小企業向け資金総供給量の98.7%を銀行貸付が占め、株式市場や債券市場からの資金調達はわずか1.3%となっている（『中国中小企業2010年藍皮書』）。また、黄・楊 [2009] では、浙江省寧波市の製造業86社の中小企業を対象に調査を行っており、直接

2. 間接金融—銀行系金融機関と民間借貸

（1）銀行系金融機関

前項で中小企業の資金調達に占める銀行貸付の割合が98.7%を占めると述べたが、これは実際に資金調達ができた企業の統計であり、銀行からの融資を受けることができない企業は当然カウントされていない。このような企業を正確に反映する統計は今の所存在しないが、一部の調査で中小企業の資金繰りが苦境に立たされている状況が明らかとなっている。『解放日報』によると、上海で登録されている40万社強の小型・零細企業の内、銀行から融資を受けている企業はわずか10%にとどまっている⁸⁾。また、羅・劉・李 [2011] は、山東省濟寧市の297社の中小企業を対象に調査を行っており、銀行からの融資を資金調達のメインとしている企業は21.9%にとどまると報告している。浙江省寧波市の製造業を対象に調査した前掲の黄・楊 [2009] でも、銀行や信用社などからの融資による資金調達の比率は53.5%となっている。

これらの現象は見方を変え、中国の中小企業は外部からの資金調達を必要としていない、つまり自己資金で十分操業していけるとも見て取れるが、実際は多くの中小企業の資金は逼迫した状況にある。『中国中小企業2010年藍皮書』によると、資金を十分に有している中小企業は全体の12%に過ぎず、資金不足の企業が80%を占め、その内の約20%は「非常に不足している」状態にある。また、中小企業による資

金調達の難度を調査した統計では、「問題ない」企業はわずか10.7%で、「若干困難」が8.0%、「やや困難」が12.0%、「かなり困難」が69.3%を占めており、困難を感じている企業が約9割存在する(孔[2008])。このことから、多くの中小企業が「借りたいけれど借りられない」という現象、つまり金融機関の「貸し渋り」が横行していることがうかがえる。このような中小企業の資金調達難を引き起こしている要因としては、外部要因と内部要因、つまり金融機関側の要因と企業側の要因が考えられる。これについては第Ⅲ節で考察する。

(2) 民間借貸

金融機関の貸し渋りが起こり、需給バランスが崩れ需要過多の状況に陥ると、当然それを補おうとする金融機関以外の勢力が現れる。このような金融機関を介さない個人と個人、個人と法人あるいは個人とその他の組織でのファイナンスを中国では「民間借貸」と呼ぶ。銀行と比較して手続きも簡便で融通の利く民間借貸は、多くの中小企業にとって欠かすことのできない資金調達先となっている。

民間借貸の最大の特徴は高金利である。最高人民法院(最高裁に相当)の「金銭貸借案件審査に関する若干の意見」により「民間借貸の金利は銀行利子の4倍以内」という上限金利規制が設けられている。現在の半年から1年の銀行貸出金利は6.56%に定められているため、この「意見」に基づくと民間借貸の金利は26.24%を超えてはならない計算となる。しかし、民間借貸への監督管理は行き届いておらず、実態はそれを大きく上回り、「担保ありで年利40%、担保なしだと60%程度」⁹⁾、「浙江省温州市の民間借貸の金利は年利換算で180%に達する」¹⁰⁾、

「月金利4%程度、複利計算で年換算70%程度」¹¹⁾とも言われている。

もう一つの特徴として、広範囲にわたる個人・企業が民間借貸に参入しており、そのネットワークが広域化、多層化している点である。中国人民銀行温州中心分行の2011年第2四半期の調査によると、民間借貸が初めて不動産、株式投資を上回り、浙江省温州市の89%の家庭・個人、59.67%の企業が民間借貸に参入、貸出規模は1100億元に達している。また、この民間借貸は、数年前までは江蘇省や浙江省といった沿海地域中心であったが、近年では山西省や内モンゴウ省といった内陸地域にも広がりを見せており、製造業から流通業、更には一般家庭まで巻き込んだ「全民貸付」の様相を呈している¹²⁾。このように広域的、多層的に広がりをみせている民間借貸は、ルールを無視した融資や盲目的な融資などが発生すると、一気に社会問題へと発展し、中国政府が非常に敏感となっている社会的安定に深刻な影響を与えてしまうのである。

この問題が顕在化したのが、2011年9月に浙江省温州市の多くの中小企業経営者による「逃亡」や自殺が明るみとなった「中小企業危機」である。これを受け、翌月の4日に、温家宝首相自らが先頭に立ち、財政部の謝旭人部長、中国人民銀行の周小川総裁、中国銀行監督管理委員会の劉明康主席、国家発展改革委員会の張平主任を帯同した異例の視察を行った。これからも、民間借貸が社会に与えるインパクトの大きさ、中央政府の今回の事件に対する関心度の高さがうかがえる。なお、その一週間後の10月12日には、国務院常務会議が開催され、金融面6項、財政・税制面3項から成る「小型・零細企業の発展を支援する政策措置」を発表した(具

図表1 金融機関の企業向け人民元貸出動向

	総計 (兆元)	小型企業		中型企業		大型企業	
		貸出残高 (兆元)	比率 (%)	貸出残高 (兆元)	比率 (%)	貸出残高 (兆元)	比率 (%)
2009	26.28	5.84	22.2	8.6	32.7	11.84	45.1
2010	31.10	7.55	24.3	10.13	32.6	13.42	43.2

〔出所〕 中国人民銀行「金融機構貸出統計報告」より筆者作成。

〔注〕 2009年の数値は2010年の貸出残高と昨年対比データを用いて計算した。貸出残高には割引手形も含む。なお2011年以降大企業向け貸出残高に関しては公表されていない。

体的内容は付表参照)。このように中小企業金融に関しては、中央政府が全力で取り組む姿勢をみせており、今後は改善の方向に向かうと考えられる。

Ⅲ. 中小企業による資金調達難の要因

1. 外部要因—金融機関側の要因

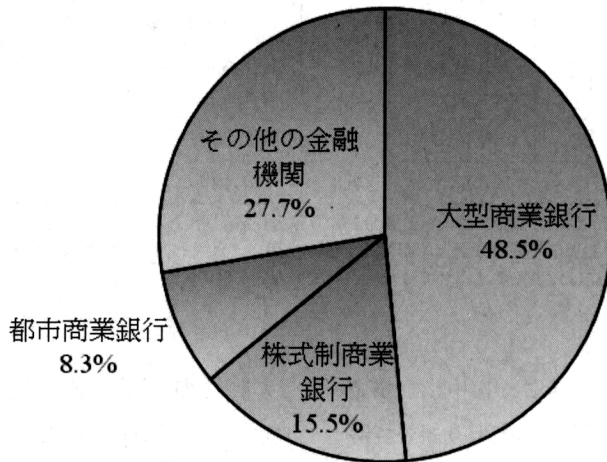
(1) 構造要因

銀行系金融機関の主要融資先は国有企業やその他の大企業に偏っており、これらの企業と金融機関の間にはすでに安定した相互依存関係が形成されている。中国の「社会主義市場経済」とは「公有制（国有制・集団所有制）を主体とする市場経済」であり、政府による経済政策は当然この国有企業を中心とした政策になる。政府の政策が経済活動に極めて大きなインパクトを与える中国においては、銀行の融資先も会社の所有制や規模を基準として決定される傾向にある。また、中小企業の場合は小口の取引であるため取引コストが高く、不良債権となるリスクも高い。したがって、中小企業への融資は敬遠され、公有制の大企業に融資が集中する構造となっているのである。事実、中小企業のほと

んどが民間企業であるが、2009年末における金融機関の短期貸出に占める民間企業・個人向け貸出の比率は、わずか4.85%にとどまっている¹³⁾。また、会社規模別にみると、金融機関による人民元貸出も大型企業に傾注している。図表1には主要金融機関¹⁴⁾及び農村合作金融機関¹⁵⁾、都市信用社、外資系銀行による企業向け人民元貸出状況がまとめられている。2010年末における大型企業向けの貸出残高は全体の43.2%に達しており、その比率は若干の減少傾向にあるものの依然として高い。しかし逆に、小型企業と中型企業を合わせると56.8%に達しており、その比率は決して低くないとの指摘もあるかもしれない。だが大企業と異なり直接金融による資金調達が困難で金融機関からの融資に頼らざるを得ない中小企業の状況を鑑みると、中小企業向け融資に慎重な金融機関との間にミスマッチが発生していると言えよう。以上からも、中国の金融機関による融資は、国有の大型企業に集中する構造が確認できる。

このような需給のミスマッチが生じている原因の一つとして、中小企業に資金を提供できる銀行の不足、つまり企業と銀行のカウンターパートのミスマッチが挙げられる。事実、銀行系金融機関の中でも全体の7割弱と圧倒的な規模を占めている国有5大商業銀行（中国工商銀

図表2 銀行系金融機関資産規模状況 (2011年第3四半期現在)



〔出所〕 中国銀行業監督管理委員会「2011年銀行業金融機構資産負債状況表」より筆者作成。

行、中国農業銀行、中国銀行、中国建設銀行及び交通銀行)や株式制商業銀行¹⁶⁾は、中小企業への資金供給に対し極めて慎重な態度をとっており、中小企業に資金が回りにくい構造となっている。

この点についてももう少し具体的にみてみよう。図表2には中国国内で業務展開する銀行系金融機関の資産規模が示されている。2011年第3四半期現在における銀行系金融機関全体の資産総額は107兆4133億元で、内訳をみると大型商業銀行¹⁷⁾が52兆0586億元(48.5%)、株式制商業銀行が16兆6909億元(15.5%)、都市商業銀行¹⁸⁾が8兆9556億元(8.3%)、その他の金融機関¹⁹⁾が29兆7082億元(27.7%)となっている。本来中小企業のカウンターパートとなるべき都市商業銀行の規模はわずか8.3%にとどまっており、これからも需給バランスの不均衡が確認できる。さらに、本来は中小企業向けの融資を積極的に展開すべきこの都市商業銀行も、その資金やサービスレベルなどに限界があり、中小企業向けの融資を制限している状況に

ある(秦[2011])。

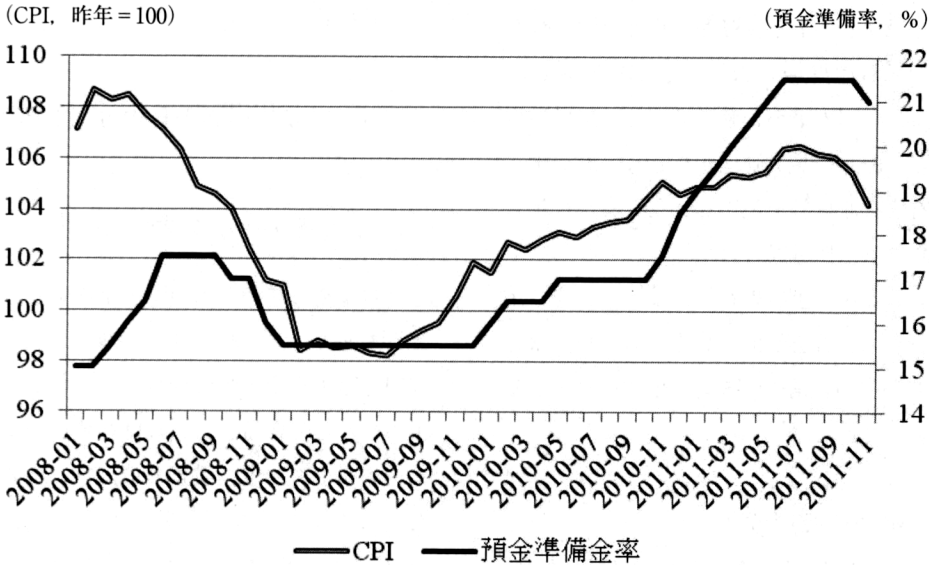
(2) 政策要因

以上の様な構造的な問題のほか、政策的な問題も挙げられる。中国人民銀行(中央銀行)による金融引き締め政策である。

リーマン・ショック直後の2008年11月9日、世界金融危機によるネガティブ・インパクトの阻止を目的とした、4兆元²⁰⁾規模の「内需拡大策」を実施した。この政策が奏功し、2009年の経済成長率は6.5%(第1四半期)→8.1%(第2四半期)→9.6%(第3四半期)→12.3%(第4四半期)と文字通り「V字回復」を遂げた。しかし、その副作用として高インフレを引き起こしてしまう。2009年2月以降昨年同期比でマイナスとなっていた消費者物価指数(CPI)は2009年下期に入ると急上昇を始め、上昇トレンドは2011年の下期まで約2年間続いた(図表3)。

中国人民銀行は物価上昇に対応すべく、2010年1月から金融引き締め政策へと舵を切った。

図表3 中国の消費者物価指数と預金準備率の推移 (2008年1月～2011年11月)



〔出所〕 CPIは中国経済情報網統計、預金準備率は人民銀行統計。

中国の場合、不動産価格が高止まりしており、金利の引き上げは住宅ローンの上昇、つまり返済負担の増加となるため、国民の不満を招きやすいというジレンマがある。そこで中国の中央銀行が積極的に使っている政策ツールが預金準備率である。2010年1月から2011年6月にかけて、0.5%ずつ段階的に12回、計6%の引き上げが行われ（金利の引き上げは5回、計1.25%）、2011年6月には史上最高となる21.5%を記録した。図表3からも物価の動きにシンクロするように預金準備率が高まっているのが見て取れる。預金準備率を引き上げると、金融機関は中央銀行の当座預金に資金を振り込む必要があるため、貸出の減少や融資資金の回収を引き起こす。近年の度重なる預金準備率の引き上げにより、資金供給余力が低下した銀行は、国有企業や大企業向けの貸出に傾注、その結果信用度の低い中小企業のファイナンスに支障をきたしているのである。

2. 内部要因—企業側の要因

(1) 低い収益性と信用度

中国の中小企業の特徴として、経営規模が小さく、収益性に乏しい点が挙げられる。多くの中小企業が、資金不足のため研究開発に資金が回らず、技術レベルの低下を招き、日々変化するマーケットの需要に対応できず、更に収益が悪化するという負のサイクルに陥っている。事実、統計によると、全国4200万の中小企業の内、約三分の一の企業が赤字となっている²¹⁾。

また、中小企業に対する信用度が低い点も銀行融資を受けられない主な原因の一つとなっている。「信用」は現代経済の基礎を担っており、市場経済はまさしく信用経済であり、信用度の低い企業は市場から淘汰されていく。中国では企業自身の行為により、自らの信用度を貶めている現象が見受けられる。例えば、コーポレー

ト・ガバナンスが徹底されておらず、財務諸表の虚偽記載などによる投資家や銀行を欺く行為や、銀行融資の延滞や未払いなども散見される。更に、一部の中小企業では、その生産過程において、厳しい品質管理がなされておらず、悪質で有害な原材料を使用し暴利を貪る行為も見受けられる(呉 [2011])。

このような中小企業の存在により、審査コストや融資リスクも必然的に高くなるため、銀行側としても中小企業への融資に慎重にならざるを得ないのである。

(2) 担保・保証の欠乏

このように収益が安定せず社会的信用度の低い中小企業に対しては、商業銀行及び金融機関による信用貸付は望めない。つまり、銀行から融資を受けようとしたら、何らかの物的担保が必要となる。しかし、多くの中小企業は十分な担保を有しておらず銀行融資を受けることができていない。中国の中小企業の68.95%の企業が資金を必要としているが銀行から融資を受けられておらず、さらにその中で77.83%の企業がその原因として「担保と保証がないため」としている²²⁾。また、民間企業はその発展段階において他企業との共同出資方式を採用してきたため、機械設備などの固定資産の所有権や、家屋や工場など不動産所有権などが不明確となっており、これらの固定資産は抵当に入れることができない状況にある。さらに、多くの中小企業が地方の小都市に分布しており、経済や産業などの発展が比較的進んでいない地方で、銀行が要求する水準に達する保証人を探し出すのは極めて困難である。前掲の羅・劉・李 [2011] の調査においても、38.46%の企業が借入困難の主要因として「担保不足」を挙げており、

25.64%の企業がさらに「有効な保証が無いため」としている。

IV. わが国の中小企業金融

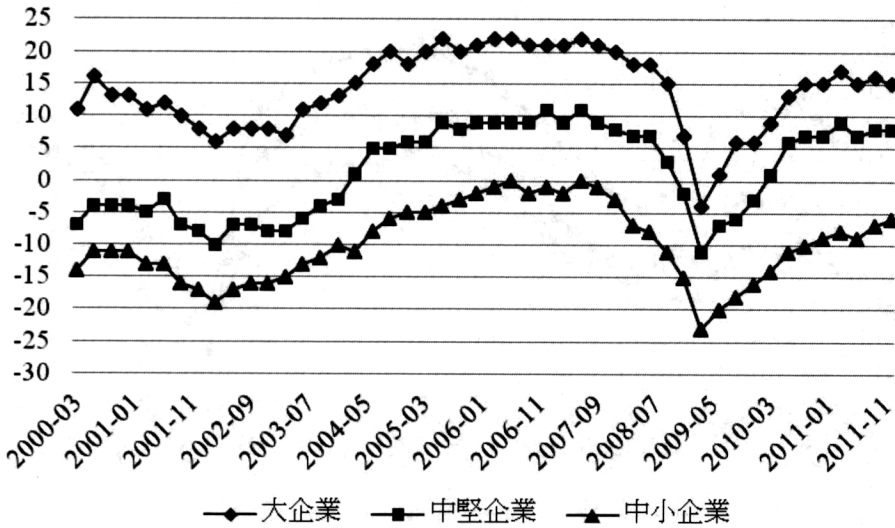
1. わが国の中小企業金融の現状

ひるがえってわが国の中小企業金融の現状はどうであろうか。やはりわが国においても、中国同様、中小企業の資金調達には銀行借入れが中心となっている。とりわけ社債市場においては、中小企業の資金調達の可能性は極めて低いと言わざるを得ない。過去の調査によると、「社債の発行経験を持つ中小企業は全体の1%にすぎず、事業資金の調達を主目的に増資を行ったことがある中小企業は同1割である」²³⁾という。実際、2010年段階では資本金1億円未満の企業の負債に占める社債の比率は1.2%程度にとどまっており、全企業における6.2%と比較すると大きな開きがみられる²⁴⁾。また株式市場も大多数の中小企業にとっては、上場基準の厳しさから利用されない²⁵⁾。

そのため、中小企業の資金調達は銀行を中心とする間接金融に依存することになる。この10年あまりの金融機関による中小企業向け貸出残高の推移をみると、企業向け貸出全体に占める割合としては一貫して60%~70%の範囲にとどまっているものの、その絶対額は徐々に減少している。2000年1月には218兆円であったものが2005年1月には176兆円へと大幅に減少し、2007年1月には183兆円まで回復した後、リーマン・ショック以降は緩やかな減少傾向をみせ2011年1月には170兆円となっている²⁶⁾。

では、中小企業側はそのような状況をどのようにとらえていたのだろうか。企業の資金繰り

図表4 企業の資金繰りDI(四半期)



〔出所〕 日本銀行 時系列統計データ検索サイト (<http://www.stat-search.boj.or.jp/index.html>) より筆者作成。

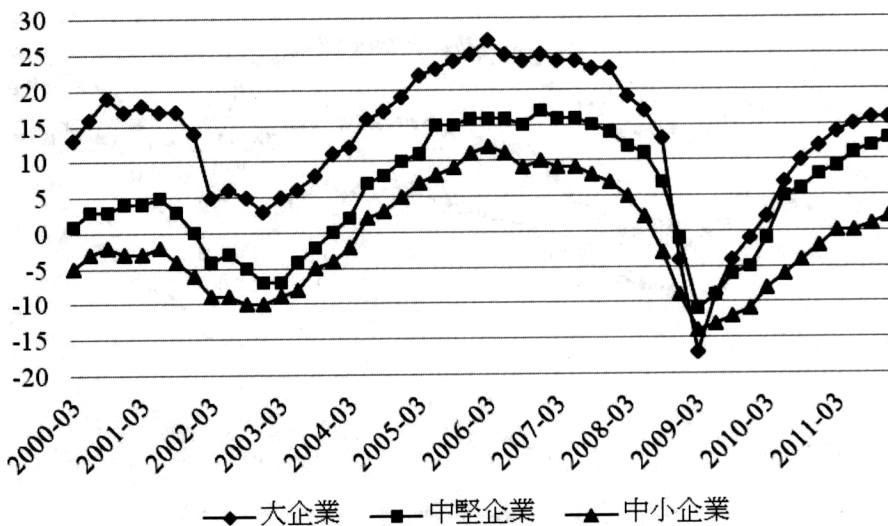
DIを示す図表4をみると、2000年以降の中小企業のDIは0以下であり、一貫して資金繰りに余裕が無い状況がうかがえる。大企業、中堅企業が2000年代半ばに正の値を示すのと比べると大きな違いがある。とはいえ、中小企業向けの貸出残高が増加傾向を示していた2000年代中頃は、それでも比較的マイナスの幅は小さく、不景気な状況を考えると安定していたと言えなくもないだろう。また図表5の貸出態度DIからも、2000年代中ごろには中小企業の資金調達環境はその前後の時期と比べても比較的良好だったことがわかる。

資金繰りDIと貸出態度DIを比較して目につくのは2008年9月以降、つまりリーマン・ショックの影響が表れてくる頃である。この時期の資金繰りDIをみると中小企業は大企業、中堅企業と比べて非常に厳しい状況に追い込まれていたことがわかる。しかし、貸出態度DIをみると、これまで一貫して安定していた大企

業向けと中小企業向けのマインドの差は、リーマン・ショック以降の数カ月間で一気に縮まり、ボトムとなる2009年3月には大企業向けが中小企業向けを下回るという逆転現象が発生した。このことは、リーマン・ショック以降の銀行の貸出の絞り込みは、中小企業に限らず全体的な引き締めから生じたものであり、「金融円滑化法」の影響もあったとは思われるが立場の弱い中小企業のみが締め付けられるという状況ではなかった。しかし、結果的に資金繰りについては非常に厳しい状況にあると判断する企業が多かった。これは銀行の貸出態度とは別の要因による資金繰りの悪化である可能性が高い。

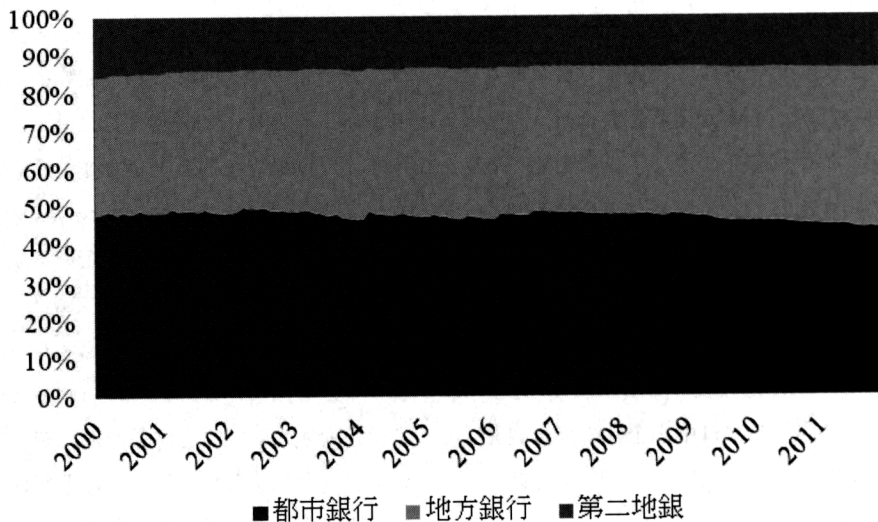
ともあれ、中小企業を取り巻く経済環境は厳しいことに違いはなく、中小企業が間接金融に強く依存する点は中国と同じとはいえ、中国の状況と比較すれば中小企業金融が機能していると言っていることができるだろう。

図表5 企業への貸出態度DI (四半期)



〔出所〕 日本銀行 時系列統計データ検索サイト (<http://www.stat-search.boj.or.jp/index.html>) より筆者作成。

図表6 中小企業への貸出残高の銀行別シェア



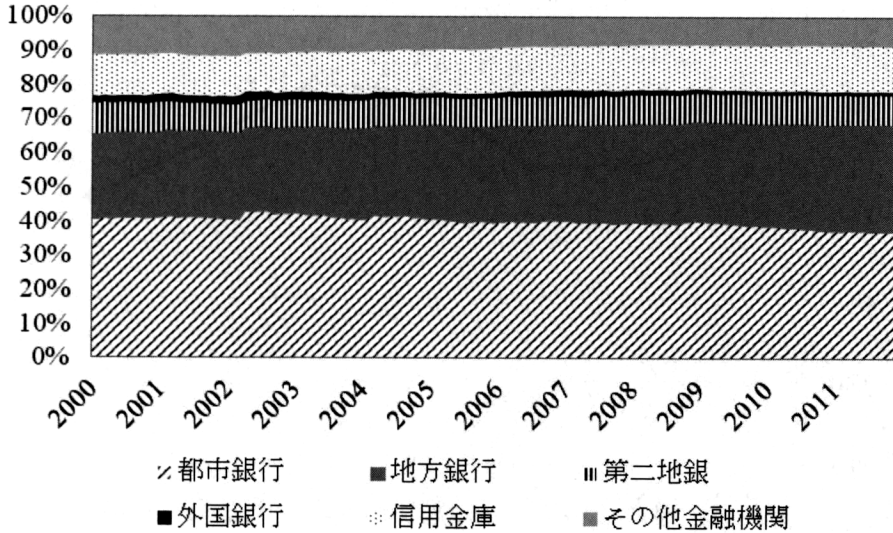
〔出所〕 日本銀行 時系列統計データ検索サイト (<http://www.stat-search.boj.or.jp/index.html>) より筆者作成。

2. わが国の中小企業金融の構造

わが国の銀行による中小企業への貸出について示した図表6をみると、過半数が地方銀行に

よってカバーされていることがわかる。資産残高でみると銀行全体の6割近くを都市銀行がしめているものの²⁷⁾、都市銀行の中小企業向け貸出については2011年末の段階で4割程度であ

図表7 金融機関別貸出残高シェア



〔出所〕 日本銀行 時系列統計データ検索サイト (<http://www.stat-search.boj.or.jp/index.html>) より筆者作成。

り、経営規模の小さい地方銀行が大きな役割を果たしている。図表7で示す通り国内金融機関の法人向け貸出の約8割が銀行によって占められている。その状況の中で地方銀行が中小企業金融を担っているという状況は、わが国中小企業金融における地方銀行の重要性を物語るものである。

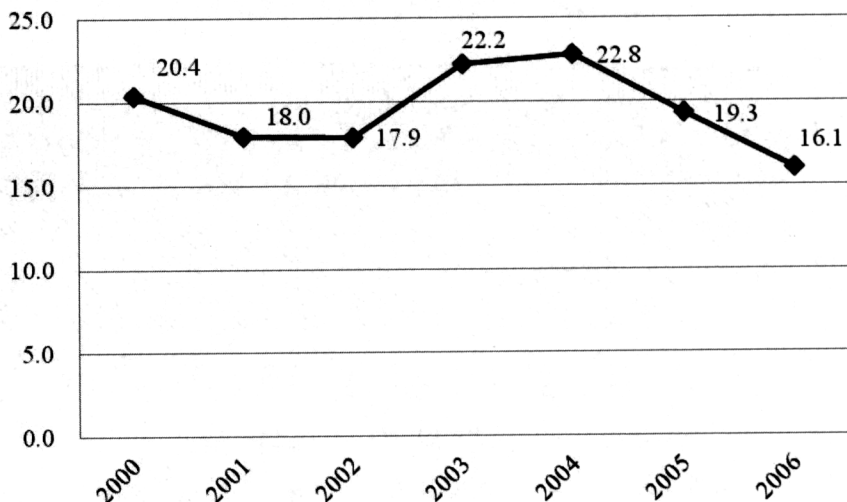
このようにわが国の中小企業金融において大きな役割を果たしている地方銀行はその多くが地域との関係を強く持って発生している。例えば第二地方銀行は、その前身のほとんどが相互銀行からの転換であった。相互銀行は無尽とよばれる相互扶助型の庶民金融機関からの転身であり、地域金融の担い手として、中小企業の育成・発展に大きな役割を果たしてきた²⁸⁾。また信用金庫、信用組合といった協同組織金融機関も、その設立に関する法的根拠から、中小企業金融に特化した機関となっている²⁹⁾。比較可能なデータではなかったため図表6の中で銀行と

並べて比較することができなかったが、貸出の多くが中小企業向けであると考えられる信用金庫の貸出残高も、図表7からみる通り金融機関全体の13.5%を占めており、その存在の大きさが垣間見える。

また、限界的な資金調達場面においてはノンバンクの利用なども現実にはみられる。資料の制約で2006年までのデータとなるが、ノンバンクの事業者向け貸出額は2004年時には約23兆円、2006年時点で約16兆円であった(図表8)。第二地銀の中小企業向け貸出残高が2004年末時点で約22兆円、2006年末時点で約23兆円であることを考えると、ノンバンクも資金調達先としては重要な役割を果たしていることがわかる。金利などの条件はやはり銀行の方がよいが、融資にかかる審査期間や手続きの簡便さなどの要因からノンバンクは利用され、中小企業は銀行とノンバンクを使い分けることによって、状況に応じた資金繰りを行っている³⁰⁾。このよう

図表8 ノンバンクの事業者向け貸出額

(単位：兆円)



〔出所〕 全国貸金業協会連合会『貸金業白書 平成19年版』より筆者作成。

に、様々な選択肢が存在することもわが国の中小企業金融の特徴と言えよう。

もちろん、都市銀行も中小企業への貸出を積極的に行っており、中小企業は銀行、信金などの協同組織金融機関、ノンバンクなど、資金の利用先や状況に応じて借手手をうまく使うことで資金調達を行ってきているのである。

加えて中国の中小企業で問題になっている信用力という点については、わが国でも近年、コーポレート・ガバナンスに関する注目が高まっていることもあり、情報開示や意識改革も進んでいる。もちろん、中小企業の多くは株式公開をしておらず、株主による監視は上場企業よりも弱い。しかし中小企業の側でも、情報開示への取り組みについて『「信用力の向上」や「金融機関からのスムーズな資金調達」を情報開示のメリット³¹⁾』としてとらえていることからわかる通り、近年のわが国の中小企業の透明性は高まっていると言えるだろう。また、中小企業の信用力を補完する仕組みとして信用保

証協会や日本政策金融公庫など、わが国では中小企業の外部での信用補完機能を果たす機関が存在している。

このように、わが国の中小企業金融は、中国と比較した場合、非常に安定的な構造となっていることが確認できよう。

3. 近年の政策対応

これまでみたとおり、わが国の中小企業はリーマン・ショックなどの影響から資金繰りには窮するようになったが、その原因は金融機関というよりは経済的環境によるものであった。また、2000年代中ごろには中小企業の金融環境はそれ以前と比べて比較的良好であったと言える。そのような環境の背後には、わが国の地域金融機関の努力に加えて、政策的な要因も存在した。

わが国では2002年の「金融再生プログラム」とその後の2003年の金融審議会による「リレーションシップ・バンキングの機能強化に関する

アクションプログラム」の作成以降、ソフト情報に基づく中小企業金融の強化が課題となり、改めてスポットライトが当たるようになった³²⁾。また、2009年に当時の亀井金融担当大臣の肝煎りで「金融円滑化法」が施行され、わが国金融界の中小企業金融に対する取り組みはますます強化されている³³⁾。

その結果、以下の図表9及び10で示すように中小企業向けの貸出条件の見直し件数が急増していることをはじめ、様々な形で金融機関が中小企業金融に取り組むようになってきている。図表9をみると「金融円滑化法」が施行されて以降、徐々に中小企業向け融資の条件見直しの実施率が上昇していることがわかる。また四半期ごとの申込件数も30万件台と安定して推移しており、活用されている状況がわかる³⁴⁾。

また、「金融円滑化法」以外にも中小企業の返済負担軽減や金融機関へのサポートとして、金融機関の貸出余力を向上させるために資本増強を行うべく「金融機能強化のための特別措置に関する法律」（「金融機能強化法」）が改正されたり、政府系金融機関によるセーフティネット貸付の取扱期間の延長や限度額の引き上げなどが行われたりした。

このように、近年のわが国では中小企業への支援策として銀行の中小企業金融の機能強化という形で実施されている。このような政策対応が可能なのは、地方銀行などが長い間地域に根付いて活動した結果、ソフト情報の蓄積を可能にしておりリレーションシップ・バンキングに基づく貸出行動を行ってきたからであり、それが銀行というチャンネルを通じた中小企業支援を可能にしているのである。

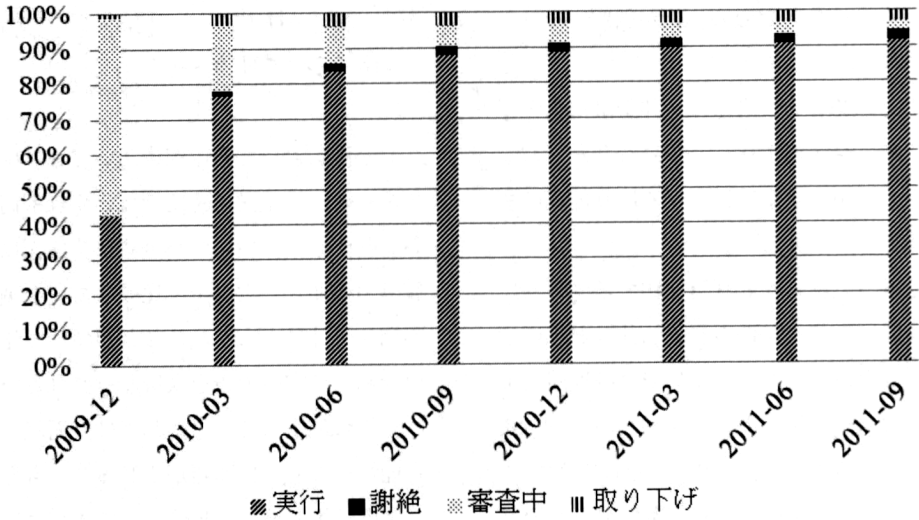
V. おわりに 一日中の比較と政策インプリケーション

わが国においても中国においても、国内経済に占める中小企業の重要性はいずれも同じく高い。しかし、一般に中小企業は金融面における競争力が弱く、大企業と比較して資金調達面で不利な条件にさらされることが多い。比較的高い金利での資金調達を余儀なくされるだけでなく、場合によっては信用割当に直面し、借入の可能性そのものに問題が生じることもある。

実際、第Ⅱ節、第Ⅲ節でみてきたように、中小企業金融が十分に整備されていない中国では様々な問題が生じている。その一方、わが国においては第Ⅳ節でみたように地方銀行などの地域金融の担い手が存在することで、中小企業金融を支えているという構造がみえた。ただし2000年代の安定的な中小企業金融については、政策的リレーションシップ・バンキングの推進による影響がうかがえるため、政策対応を考慮しない状況でわが国の中小企業金融の安定性について断定できるものではない。

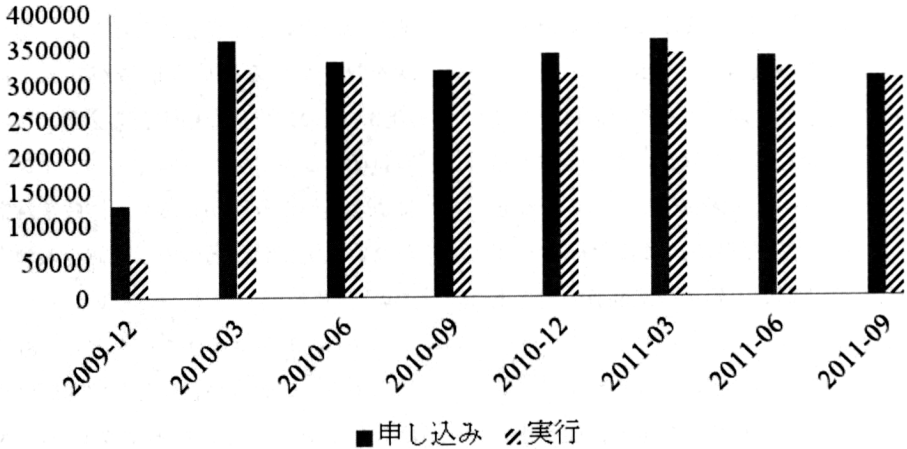
しかし、政策対応があったとしてもその政策に応えるシステムが存在しなければ機能はしない。政策対応に応えたのはリレーションシップ・バンキングを実行する地方銀行の存在であり、信用組合や信用金庫などの特定の地域、対象と結びつく協同組織金融機関の存在である。このような中小企業金融に重点を置く地域金融機関は、中小企業に対する情報収集やモニタリングなどを通じてソフト情報の蓄積を行い、大企業と比較してリスクの大きい中小企業金融を効果的に遂行することを可能としている。その存在によって地域に根付いた裾野の広い金融シ

図表9 金融円滑化法に伴う条件変更申込件数(累計)に占める実行等の割合



〔出所〕 金融庁 Web site「金融機関（1529社）における円滑化法の施行状況（中小企業者向け）」（<http://www.fsa.go.jp/news/23/ginkou/20120120-4/02.pdf>）より作成。

図表10 金融円滑化法の四半期ごとの申込件数



〔出所〕 金融庁 Web site「金融機関（1529社）における円滑化法の施行状況（中小企業者向け）」（<http://www.fsa.go.jp/news/23/ginkou/20120120-4/02.pdf>）より作成。

システムが構築されているのである。

そのように中小企業金融の担い手が十分に存在する状況であったために、政策的な中小企業への金融緩和が、その効果については受け手によって感じ方に差があるものの、機能したと言えることができるだろう。この点が、中小企業金

融を担うべき都市商業銀行が少ない中国との違いとなって表れていると考えられる。例えば、相互扶助型の庶民金融機関から相互銀行を経て第二地方銀行に至るまでの発展は、中国における「民間借貸」の今後の発展に大きなインプリケーションを有するものであろう。

付表 小型・零細企業の発展を支援する政策措置

金融面の支援に関する政策内容	
1	<p><u>小型・零細企業のファイナンスに対するサポートの強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行系金融機関は小型・零細企業向け貸出の伸び率が貸出全体の伸び率を超え、総額は昨年同期比を超えること。この要求を満たす小規模金融機関に対し、引き続き低い預金準備率を採用。 ・商業銀行は主に与信限度額500万元以下の小型・零細企業への貸出をサポートする。 ・貸出に対する監督管理と借入企業に対するモニタリングを強化する。
2	<p><u>金融サービスの不合理な料金徴収を廃止し、企業の資金調達コスト低下を図る</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンジケートローン以外の、承諾費用、資金管理費用の徴収を禁止する。 ・商業銀行による、中小企業向け財務コンサルタント費用等の徴収を厳しく制限する。
3	<p><u>小型・零細企業の資金調達ルートの拡大</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数企業による共同手形や共同債券などの発行規模を徐々に拡大する。 ・取引所市場や店頭（OTC）市場の建設を更に推進する。 ・ローン保証保険や信用保険を積極的に発展させる。
4	<p><u>小型・零細企業向け金融サービスに対する差別化監督管理政策の細分化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小型・零細企業向けの貸出残高と顧客数が一定比率を超えた商業銀行に対する参入許可を緩和し、同都市における支店や営業拠点をまとめた数量で許可する。 ・金融債による500万元以下の小型・零細企業向け貸出に関しては、預貸比率の対象外とする。 ・与信額500万元以下の小型・零細企業向け貸出をリテール融資と同じ比率でのリスク計算を許可。 ・小型・零細企業向け貸出の不良債権比率に関しては、許容度を適度に高める。
5	<p><u>小型金融機関の改革と発展の促進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模金融機関による小型・零細企業、コミュニティ、住民及び「三農」向けサービスの強化。 ・農村新型金融機関の設立を促進し、県・郷鎮地区におけるサービス拠点の拡大。
6	<p><u>民間借貸の健全な発展を促進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間借貸の高利化傾向を抑制し、非合法の資金集めや金融マルチ商法活動を取り締まる。 ・金融業従事者による民間借貸への参入を禁じ、厳格に監督管理。 ・小型・零細企業向けの金融サポートに対しては、市場に任せ、行政の関与を減らす。
財政・税制面の支援に関する政策内容	
1	<p><u>小型・零細企業に対する税制優遇の拡大</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小型・零細企業の増値税と営業税の徴収基準の引き上げ。 ・小型・零細企業の企業所得税半減の優遇政策を2015年末まで延長し、対象範囲を拡大。 ・条件を満たす国家中小企業公共技術サービスのモデル・プラットフォームを科学技術開発用品輸入税優遇政策の枠組みに入れる。
2	<p><u>金融機関による小型・零細企業向け金融サービスの強化を支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小型・零細企業向け貸出契約の印紙税を3年間免除。 ・中小企業向け貸出損失準備金の税引き前控除政策を2013年末まで延長。 ・条件を満たす農村金融機関の保険収入の税制優遇策を2015年末まで延長。
3	<p><u>中小企業の専門資金の規模を拡大し、小型・零細企業を間接的にサポート</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種費用の取り消しや減免を実施。

〔出所〕 中華人民共和国中央人民政府ホームページ (http://www.gov.cn/ldhd/2011-10/12/content_1967589.htm) を基に筆者作成。

とはいえ両国の中小企業金融の共通点はいずれも間接金融への依存である。そのため、中国と比較して安定した中小企業金融が行われている日本であっても、銀行など間接金融を担っている金融システムにダメージが生じるような外的ショックが生じた場合には、やはり中小企業にしわ寄せが生じることになる。この点は注意が必要であろう。例えば1990年代のわが国で生じたバブル崩壊後の貸し渋りなどがその典型である³⁵⁾。そのため今後は証券市場を通じた資金調達経路の開拓についても模索し、将来的には多様な資金調達の可能性を持つことが望ましい。

中小企業はその国の経済において、派手さは無いものの重要な位置を占めることは、どの国においても違いはない。それは中国においても同様である。今後、中国が持続的な経済発展を目指すのであれば、政策的な中小企業への配慮だけではなく、中小企業金融の担い手としての地域金融機関や中小の金融機関の育成が求められることだろう。

注

- 1) データは、中華人民共和国工業情報化部が2011年9月23日に発表した「“十二五（第12次五カ年）”中小企業成長計画」より引用。
- 2) 総務省『平成21年経済センサス』(http://www.stat.go.jp/data/e-census/2009/index.htm)より。
- 3) 中小企業庁編『中小企業白書 2011年版』, p.71及びp.103。
- 4) 橋本 [2001] や西口 [2000] では、企業の高度な技術的要請に適合するため、下請け企業との長期的取引が形成され、下請企業群が形成されていく過程が論じられている。また、田中 [2003] によると、中小企業群の形成は必ずしも特定の企業との下請け関係の中で構築されたものではない場合もあり、独自の地域的産業集積の形成可能性についても指摘されている。
- 5) より正確には、企業の資金調達方法は、「内部資金による調達（内部留保と減価償却）」と「外部資金による調達」があり、この「直接金融」や「間接金融」は後者に分類される。更に詳しく言うと、外部資金による調達は、保有資産の売却や証券化など自己資産を活用した資

金調達もあるが、中国の中小企業の多くが売却できるような資産を有していないため、本稿では直接金融と間接金融に限定して考察をおこなう。

- 6) 中国には上海証券取引所（1990年12月開設）深圳証券取引所（1991年7月開設）の二大市場がある。中国証券市場に関しては野村資本市場研究所 [2007] が詳しい。
- 7) 2011年末現在、中小企業板と創業板の時価総額はそれぞれ2兆7429.32億元、7433.79億元となっており、これらを合計しても、メインボード市場（上海・深圳）の17兆9894.98億元の19.4%に過ぎない。
- 8) 『解放日報』, 2011年11月28日, 「中小企業融資状況調査：市場各方探索走出困局」。
- 9) 『重慶商報』, 2011年2月15日, 「民間借貸年利率最高達60%」。
- 10) 『上海証券報』, 2011年9月13日, 「民間借貸風險堪憂, 監管政策亟待破題」。
- 11) 『解放日報』, 2011年11月17日, 「中小企業：融資難下の真実生存状況」。
- 12) 『東方早報』, 2011年9月27日, 「温州89%家庭60%企業玩拆借」。
- 13) データは「中国統計年鑑2010」より引用。
- 14) 主要金融機関とは農村合作金融機関を除く中資銀行を指し、国有商業銀行、株式制商業銀行、都市商業銀行、郵政貯蓄銀行などがある。
- 15) 農村合作金融機関とは農村商業銀行、農村合作銀行及び村鎮銀行を指す。
- 16) 株式制商業銀行とは、中信銀行、光大銀行、華夏銀行、広東發展銀行、深圳發展銀行、招商銀行、上海浦東發展銀行、興業銀行、民生銀行、恒丰銀行、浙商銀行、渤海銀行の12行を指す。
- 17) 中国銀行業監督管理委員会が定義している「大型商業銀行」とはいわゆる中国5大国有銀行で、中国工商銀行、中国農業銀行、中国銀行、中国建設銀行及び交通銀行の5行を指す。
- 18) 都市商業銀行とは、各地の都市部に設立された都市信用社を起源とする銀行であり、2010年末時点で147行存在している。
- 19) その他の金融機関とは、政策性銀行、農村商業銀行、農村合作銀行、外資金融銀行、城市信用社、農村信用社、企業集団財務会社、信託投資会社、金融リース会社、自動車金融会社、貨幣仲介会社及び郵政貯蓄銀行を指す。
- 20) 4兆元とは、2008年の中国のGDPの約13%、前年の固定資産投資総額の約3分の1に相当する規模である。
- 21) 『江蘇商報』, 2009年11月6日, 「無抵押、愁煞中小企業」。
- 22) 『江蘇商報』, 前掲。
- 23) 中小企業庁『中小企業白書1999年版』, p.73。
- 24) データは財務省『財政金融統計月報』714号より引用。
- 25) 藪下・武士俣 [2002], p.112-117。結果としてなのか原因であるのかは不明だが、中小企業は直接金融での資金調達に対し、「企業内のやりくりや金融機関からの借り入れで足りる」、あるいは「資金の必要性がない」という反応を示すことになっている。(p.120)
- 26) データは日本銀行 時系列統計データ検索サイト

- (<http://www.stat-search.boj.or.jp/index.html>)より引用。
- 27) データは日本銀行『金融経済統計月報』各号より引用。
- 28) 鹿野 [2006], pp.344-345。
- 29) 高橋 [2002], p.45。
- 30) 野尻 [2007] では、ノンバンクの立場から、中小企業が銀行とノンバンクを使い分ける状況が説明されている。
- 31) 中小企業庁『中小企業白書 2008年版』, p.183。
- 32) 滝川 [2007], pp.5-7。
- 33) 金融円滑化法の内容については多胡, 長濱 [2010], pp.14-29を参照されたい。
- 34) ただし多胡・長濱 [2010] によると、政策的な意図から、個々の本当に条件緩和が必要な案件であるか否か判断に苦しむ案件まですべて応じている可能性も出てきているという問題はあるようである (pp.103-105)。
- 35) 1990年代以降は地価下落や貸出債権の焦げ付き等に伴う銀行の不良債権問題が生じた。その結果、金融機関の貸出態度は厳しくなり、著しい貸出額から中小企業の資金繰りが厳しくなった。その原因の一つとして1980年代半ば以降のバブル経済によって銀行の信用リスクの認識が甘くなり、結果的に中小企業貸出はリスクに見合った金利設定がなされなかった可能性が高く、バブル崩壊後にシビアな採算性の追求が行われたため、中小企業への貸出が厳しくなったためという説がある (増田 [2006], pp.57-80)。こういった状況がいわゆる「貸し渋り」として認識されているが、銀行側のリスク管理姿勢の変化や貸出態度の影響は中小企業にとって突然の資金調達環境の悪化としてあらわれてくる可能性がある。このような事例からも、間接金融に強く依存した資金調達構造は、銀行システムの機能不全による影響によって、非常に大きなダメージを被る可能性を多々秘めていることがわかる。

参 考 文 献

鹿野嘉昭 [2006] 『日本の金融制度 第2版』 東洋経済新報社

滝川好夫 [2007] 『リレーションシップ・バンキングの経済分析』 税務経理協会

多胡秀人, 長濱裕士 [2010] 『金融円滑化とリレーションシップバンキング』 金融財政事情研究会

田中幹大 [2003] 「戦後期家電メーカーと中小企業の下請分業関係の形成 —松下電器と在阪下請中小企業—」 『経営研究』 第54巻第2号, pp.95-118

唐成 [2011] 「中国の中小企業金融—個票データの

分析を中心に—」 『桃山学院大学総合研究所紀要』 第36巻第2号, pp.109-125

南海龍 [2011] 「主要国との比較から見た中国の政策金融改革の方向性 —中小企業金融を中心とする政策金融の観点から—」 『国際公共経済研究』 第22号, pp.180-190

西口敏宏 [2000] 『戦略的アウトソーシングの進化』 東京大学出版会

野村資本市場研究所 [2007] 『中国証券市場大全』 日本経済新聞出版社

野尻明裕 [2007] 「ノンバンクによる中小企業金融の実態とそのビジネスモデル」 吉野直行, 藤田康範編『中小企業金融と金融環境の変化』 慶応義塾大学出版会, pp.215-252

橋本寿朗 [2001] 『戦後日本経済の成長構造—企業システムと産業政策の分析—』 有斐閣

増田安良 [2006] 『中小企業金融のマクロ経済分析—健全化へ向けた金融政策と金融システム』 中央経済社

高橋德行 [2002] 「中小企業金融の特徴 なぜ資金調達が難しいのか」 藪下史郎・武士俣友生編著『中小企業金融入門』 東洋経済新報社, pp.31-52

孔曙東 [2008] 『国外中小企業融資経験と啓示』, 中国金融出版社

羅亮森, 劉海東, 李東沢 [2011] 「中小企業融資現状分析—基于濟寧市中小企業融資情况的調查」 『中国金融』, 第24期

秦宏岩 [2011] 「中小企業融資問題浅析」, 『中国集体経済』, 第19期

黄惠琴, 楊曉麗 [2009] 「中小企業融資現状及対策」, 『中国国情国力』, 第2期

呉玲 [2011] 「我国中小企業融資困境及対策分析」 『科技情報開発と経済』, 第21巻第32期, pp.142-149

(本論文の作成にあたり、「対外経済貿易大学211工程三期建設項目」からの助成を受けた。ここに記して謝意を表す。当然、本稿に含まれうる誤謬、主張

の一切の責任は著者個人に帰属するものである。

西尾圭一郎 (松山大学経済学部准教授・
当研究所客員研究員)
西村友作 (对外経済貿易大学講師)